

2011年4月10日

# 東日本大震災

## 孤児の代替的養護（ケア）に関する見解

(公財)日本ユニセフ協会 [www.unicef.or.jp](http://www.unicef.or.jp) @UNICEFinJapan  
国連児童基金(ユニセフ)東京事務所 [www.unicef.org](http://www.unicef.org) @UNICEF\_Tokyo

東日本大震災の被害により、両親もしくは保護者を亡くした子どもたちの代替的養護は、子どもたちの権利の尊重と保護のため、最も重要な事項のひとつです。

厚生労働省によると、4月8日の時点で、宮城県で30人、岩手県で44人、福島県で8人の子どもたちが両親を亡くしたことが確認されています。今後も、その数は増える見込みだということです。

日本ユニセフ協会/ユニセフ東京事務所は、子どもの権利条約（20条）、子どもの権利委員会の最終見解（CRC/C/JAPAN/CO/3-52～55）、子どもの代替的養護に関する国連総会決議（A/RES/64/142）、平成20年に改正された児童福祉法、また、これらを踏まえ厚生労働省が新しく策定された里親委託ガイドラインに沿った、それぞれの子どもにとって、最善の利益になるとともに、出来る限り住み慣れた環境での家庭的な代替的養護を推奨します。

また、両親を亡くした子どもたちの意向を聞き、その意見を年齢や理解度により尊重すること、それぞれの子どもが、年齢、性別、きょうだいや近親者の有無、健康状態により異なったニーズをもっていることを認識することが、子どもにやさしい代替的養護の計画には不可欠です。きょうだいを一緒に保護することへの考慮も非常に大切です。

現時点では、以下の選択肢が優先されるべきだと思われます。

- 近親者、親戚をさがし、状況を把握。親族里親の可能性を打診。
- 友人・人間関係が維持できるよう同地区（出来るだけ子どもの出身地に近い、同じ学校通学圏内での）養育里親の募集。

適切な親族里親や養育里親が見つからない子どもたちには、さらに広範囲での同県内での養育里親の募集、もしくは、県内（出来るだけ子どもの出身地に近い、学校通学圏内）での小規模で家庭的な居住型施設での一時的保護も検討できるでしょう。いずれにしても、関係者が、子どもたちが現在持っている友人などとの絆を重視し、そのつながりを大切にするとともに、きめ

細やかな監護、子どもの年齢とともに変わりゆくニーズに対応する継続的な支援が必要となります。

中長期的には、子どもの年齢や意向を踏まえて養子縁組等も選択肢となりえますが、両親の死亡が確認されるまで、もしくは、子どもの親戚を探し出す可能性がなくなるまでは、養子縁組は推奨できません。特に、国際養子縁組は、子どもの権利条約でも、国内での養子縁組が不可能となった最終的な選択であるとされているとともに、災害直後には、様々な不確定要素があるため適切ではありません。

今まで蓄積されてきた世界の国々での子どもの代替的養護や災害後に両親を亡くした子どものケアに関する教訓を踏まえることにより、より子どもに優しい代替的養護を実現することは可能だとおもわれます。日本ユニセフ協会はユニセフから技術的支援を受けつつ、そのための、各省庁、県庁、市町村、NPO を含む市民社会の関係者の方々への協力と支援を惜しまず実施していく所存です。

#### ■ 日本ユニセフ協会について ■

公益財団法人日本ユニセフ協会は、先進工業国 36 の国と地域にあるユニセフ国内委員会のひとつで、日本国内において民間としてユニセフを代表する唯一の組織として、ユニセフ活動の広報、政策提言(アドボカシー)、募金活動を担っています。( <http://www.unicef.or.jp> )

#### ■ ユニセフ東京事務所について ■

国連児童基金(ユニセフ)東京事務所(日本・韓国兼轄)は、ニューヨーク本部公的資金調達部直轄の国際機関事務所として、国会議員、政府、政府系二国間援助機関等に対し、政府開発援助(ODA)に関する政策提言を行うと共に、ユニセフが世界の子どもたちのために活動する上で必要となる資金を両国政府から調達する際の窓口となっています。